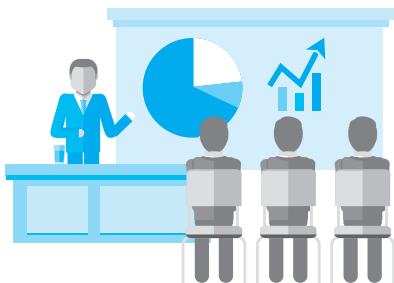


会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年4月)

IASBでは2016年4月度(4月19日~21日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① IFRICアップデート IFRS解釈指針委員会で議論された最新の状況に関して、情報共有が行われた。</p>	<p>決定事項なし。 公開草案「負債の分類」(IAS第1号の修正案)に関する再審議は、概念フレームワークプロジェクトにおける資産及び負債の定義の再審議終了後に実施することが情報共有された。</p>
<p>② アジェンダ協議 意見募集「2015年アジェンダ協議」に対して寄せられたコメント等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>③ 保険とIFRS第9号 公開草案「IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用」の提案に関して議論が行われた。</p>	<p>詳細はI(39頁)参照</p>
<p>④ 開示に関する取組み 重要性に関するプロジェクト、現金に対する制約及び流動性に関する開示等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑤ 概念フレームワーク 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対して寄せられたコメント等を受け、概念フレームワークの目的及び位置付けと、再審議の戦略等について議論が行われた。</p>	<p>詳細はII(40頁)参照</p>
<p>⑥ 資本の特徴を有する金融商品 資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑦ 共通支配下の企業結合 共通支配下の企業結合に関するリサーチ及びアウトリーチの結果等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑧ のれん及び減損 のれん及び減損プロジェクトについて議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑨ 開示に関する取組み 会計方針の変更と会計上の見積りの変更等について議論が行われた。</p>	<p>IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における、会計方針と会計上の見積りの変更の定義を修正すること等が暫定決定された。</p>

IASB会議概要に関して、暫定決定が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update¹」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

【 保険とIFRS第9号

背景

IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の基準適用日に関して、IFRS第9号「金融商品」の発効日は2018年1月1日以後開始する事業年度であるが、新保険基準は2016年2月のIASB会議においてドラフト作成が承認されており、IFRS第9号が先行して適用されることが想定される。

この点に関して、金融資産と保険契約負債は密接に関連するものであり、IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日が異なることについて、以下のような懸念が寄せられていた。

- ▶ 新保険基準適用前にIFRS第9号「金融商品」を適用した場合、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
- ▶ 新保険基準の影響を十分に評価する前に、IFRS第9号「金融商品」の分類及び測定の規定を適用することにより不都合が生じる可能性がある。
- ▶ 短期間での2回の会計上の変更により、多大なコストと労力が生じる可能性がある。

IASBはこうした懸念を踏まえ、2015年12月に公開草案「IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用」を公表し、以下の2つのアプローチを提案している。

▶ **上書きアプローチ：**

IFRS第4号「保険契約」の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業に、特定の金融資産について、IFRS第9号「金融商品」に従った場合に純損益に認識される金額と、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従った場合に純損益に認識される金額との差額を、純損益からその他の包括利益(OCI)に振り替えることを認める。

▶ **IFRS第9号「金融商品」の適用の一時的免除：**

保険契約の発行が支配的活動である企業に対し、IFRS第9号「金融商品」の適用を一時的に免除し、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認める。

今回の議論のテーマ

上記公開草案「IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用」の提案に関して議論が行われた。



主な暫定決定事項

- ▶ 公開草案の内容の確認に加えて、以下の暫定決定を行い、再審議の方向性について確認を行った。

上書きアプローチ

- ◇ 上書きアプローチが適用される金融資産に関して、企業が規制上の要求事項の目的又は内部的な自己資本の目的で保有している余剰資産が含まれる可能性がある旨を明確化する。
- ◇ 上書きアプローチが適用される金融資産に係る利得及び損失の表示に関して、独立の表示項目とし(OCIについても他の内訳項目と区別して表示する。)、影響を注記で開示する。

IFRS第9号「金融商品」の適用の一時的免除

- ◇ 企業が過去にIFRS第9号「金融商品」のどの版も適用したことがなく、かつ、企業の支配的な活動が保険に関連するもので、IFRS第4号「保険契約」に含まれる契約の発行、及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用してFVPLで測定される投資契約の発行で構成されている場合にのみ、一時的免除を適用することを認める。
- ◇ また、企業の支配的な活動が保険に関連するもので

あるという要件をより明確にするために、支配性比率の定義等が行われ、一時的免除を適用することが可能なケースを明らかにする。

- 一時的免除を適用した企業に対して、当該事実を明らかにするため、公開草案における開示内容に関して、一部見直し及び追加を行うことを暫定決定した。

今後の予定

今後の会議で残りの論点について議論を行い、2016年9月にIFRS第4号の修正を公表することを目標としている。

II 概念フレームワーク

背景

IASBの現行の概念フレームワークは、IASBの前身組織である国際会計基準委員会が1989年に開発したものがベースとなっている。2010年に米国財務会計基準審議会(FASB)との共同プロジェクトの成果として、一部見直しが行われたが、それ以外の内容に関しては、そのまま引き継がれている。

概念フレームワークは、財務報告のための概念的な枠組みを提供し、IASBが金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす基準を開発する助けとなるものである。しかし、現行の概念フレームワークは、一部の分野に関して十分な記述がないといった点や、より明確化が必要である点等の課題が指摘されていた。2012年にIASBが実施したアジェンダ協議においても、こうした点が改めて指摘され、IASBは概念フレームワークに係るプロジェクトを再始動している。

そして、IASBは2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を公表した。ここでのコメント等を踏まえ、2015年5月には公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表し、現行の「財務報告に関する概念フレームワーク」を改訂することを提案している。

今回の議論のテーマ

公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対して寄

せられたコメント等を受け、概念フレームワークの目的及び位置付けと、再審議の戦略等について議論が行われた。



主な暫定決定事項

- IASBは、公開草案で提案された概念フレームワークの目的及び位置付け等を確認するとともに、再審議に対するアプローチとして、議論の余地がある判明した項目、及び新しい情報が利用となった項目について再審議を行うが、その他の項目については、追加的な分析は行わないことを暫定決定した。また、この方針に基づき、スタッフに対して以下を指示した。
 - ✧ 改訂後の概念フレームワークが将来の基準設定に与える影響、及び改訂後の概念フレームワークと基準との不整合に関して、包括的な分析は行わない。
 - ✧ 資産と負債の定義案が現在のプロジェクトに与える可能性がある影響、改訂後の概念フレームワークと基準との間の追加的な不整合、及び改訂後の概念フレームワークの作成者への影響について分析を行う。
- 測定に関して、概念フレームワークに含めず公表し、リサーチ・プロジェクトにおいて開発を行うという考えを暫定的に棄却した。
- 財務業績の報告に関して、ハイレベルのガイダンスを概念フレームワークの中で示すことを暫定決定した。
- 負債と資本についての概念に関して、以下のことを暫定決定した。
 - ✧ 負債と資本の両方の特徴を有する金融商品を分類する際に生じる課題に対応するための概念の開発プロジェクトを、概念フレームワークプロジェクトの一環としては行わない。
 - ✧ 上記課題にに対応するための概念の開発は、資本の特徴を有する金融商品のリサーチ・プロジェクトにおいて引き続き行う。
 - ✧ 改訂後の概念フレームワークの結論の根拠において、上記アプローチについて説明し、概念フレームワークを追加的に修正する可能性があることを明らかにする。
 - ✧ 負債を識別する際の他の問題点に対応するための概念の開発を継続し、それらの概念を概念フレームワークに追加する。

今後の予定

2016年5月の会議において、概念フレームワーク第1章「一般目的財務報告の目的」、及び第2章「有用な財務情報の質的特性」に関して議論を行う予定である。

(機関誌編集委員会編集員 松尾洋孝)

-
- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
 - 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2016.shtml